

～人権を尊重し合い、安心して心豊かに生活できるまちの実現に向けて～

「人権」とは、誰もが生まれながらにもっている権利であり、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることない基本的権利です。そのことは、日本国憲法でも、すべての国民の基本的人権を保障しています。

しかしながら、依然として、社会生活の様々な場面で、不当な差別や人権侵害が存在しており、近年の社会情勢の急激な変化や情報化、国際化、少子高齢化等に伴い、人権課題は複雑化し、また多様化してきています。

本町においては、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2012年（平成24年）に「築上町人権教育・啓発基本指針」を策定し、様々な差別の解消と人権意識の高揚を図ってまいりました。

現在の基本指針は策定から6年が経過し、人権を取り巻く状況の変化に対応していくため、この度、基本指針を見直すこととしました。

今後は、この改定した基本指針に基づき、町民の方々や事業者関係機関の皆様とともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した町政を進めてまいります。

終わりに、この基本指針の改定にあたりまして、貴重なご意見やご提案をいただき、長期にわたりご審議していただきました「同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」の委員の皆様にも、厚くお礼を申し上げます。

平成31年3月



築上町長 新川 久三

# 目次

第1章	はじめに	1
1.	基本指針策定の趣旨	1
2.	基本指針の性格	2
3.	人権教育・啓発推進の視点	3
4.	推進体制等	4
第2章	人権を取り巻く状況	7
1.	国際的な潮流	7
2.	我が国における取り組み	8
3.	福岡県における取り組み	9
4.	本町における取り組み	10
第3章	人権教育・啓発の推進	13
1.	あらゆる場における人権教育・啓発の推進	14
2.	人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	22
第4章	分野別施策の推進	27
1.	同和問題	27
2.	女性に関する問題	32
3.	子どもに関する問題	37
4.	高齢者に関する問題	42
5.	障がいのある人に関する問題	47
6.	外国人に関する問題	52
7.	HIV感染者・エイズ患者・ハンセン病患者等に関する問題	55
8.	インターネットによる人権侵害	59
9.	性的マイノリティに関する問題	60
10.	生活困窮者等に関する問題	61
11.	さまざまな人権問題	63
第5章	基本指針の推進	69
1.	指導者の養成	69
2.	人権教育・啓発資料等の整備	69
3.	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	69
4.	隣保館事業の充実	70
5.	町職員や各種団体等の研修の充実	70
6.	福岡県、近隣市町村、関係団体等との連携	70
7.	基本指針の見直し	70

## 資 料

資料 1	世界人権宣言.....	73
資料 2	日本国憲法（抄）.....	77
資料 3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	80
資料 4	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例.....	81
資料 5	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則.....	82
資料 6	「第 2 次築上町人権教育・啓発基本指針」策定経過.....	83
資料 7	築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会名簿.....	84